

## 雇用調整助成金等の要件緩和について

平素より当連合会の運営に関しまして、一方ならぬご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般雇用調整助成金等に係る支給要件・対象労働者の変更（要件緩和）が行われましたが、同変更内容について、主務省より会員の皆様に対し周知をするよう依頼がありましたので、お知らせします。

今回の要件緩和に係る主な変更箇所は下記のとおりですが、詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

### 記

1. 雇用調整助成金の支給要件・対象労働者の変更（中小企業以外の皆様）
  - （1）支給要件の緩和
    - ・生産量について  
従前：「最近6か月間の生産量が前年同期比で10%以上減少していること」  
緩和後：「最近3か月間の生産量とその直前3か月間又は前年同期比で5%以上減少していること」
    - ・雇用量について  
従前：「最近6か月間の雇用保険被保険者数が前年同期比で増加していないこと」  
緩和後：廃止
  - （2）対象労働者の拡大  
「雇用保険被保険者期間が6か月以上の者」に加え次の者が対象となりました。  
雇用保険被保険者期間が6か月未満の者  
6か月以上雇用されているが雇用保険被保険者以外の者（週の所定労働時間が20時間以上の者に限る。）
2. 中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件・対象労働者の変更
  - （1）支給要件の緩和  
従前：「最近3か月間の雇用保険被保険者数がその直前3か月間又は前年同期比で増加していないこと」  
緩和後：雇用量の要件廃止
  - （2）対象労働者の拡大  
上記1の（2）対象労働者の拡大と同じ

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1219-5.html>